

令和元年5月30日招集

令和元年 第2回

十勝圏複合事務組合議会（臨時会）

十勝圏複合事務組合議会事務局

## 目 次

議案第 11 号	工事請負契約締結について（中島処理場解体撤去工事） -----	1
議案第 12 号	北海道市町村総合事務組合同規約の変更について -----	4
議案第 13 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更 について -----	5
議案第 14 号	十勝圏複合事務組合教育委員会委員の任命について -----	6

工事請負契約締結について  
中島処理場解体撤去工事請負契約を次のとおり締結する。

令和元年 5 月 30 日提出

十勝圏複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

- 1 工 事 名 中島処理場解体撤去工事
- 2 工事内容 (1) 建築物、機械設備、電気設備等の解体処分  
(2) アスベスト除去  
(3) 焼却施設解体に伴うダイオキシン類の除去
- 3 契約金額 金 545,161,100円
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約者 市川組・丸富士三浦・村上土建・東伸建設特定建設工事共同企業体  
代表者 帯広市緑ヶ丘 2 条通 5 丁目 4 番地  
株式会社市川組  
代表取締役 市川 幹雄  
  
構成員 河西郡芽室町東芽室基線 3 番地  
丸富士三浦建設株式会社  
代表取締役 三浦 平靖  
  
構成員 河東郡音更町木野大通西 5 丁目 2 番地 3  
村上土建開発工業株式会社  
代表取締役 村上 誠  
  
構成員 帯広市東 9 条南 1 4 丁目 2 番地 5 4  
株式会社東伸建設  
代表取締役 大澤 将克

(説 明)

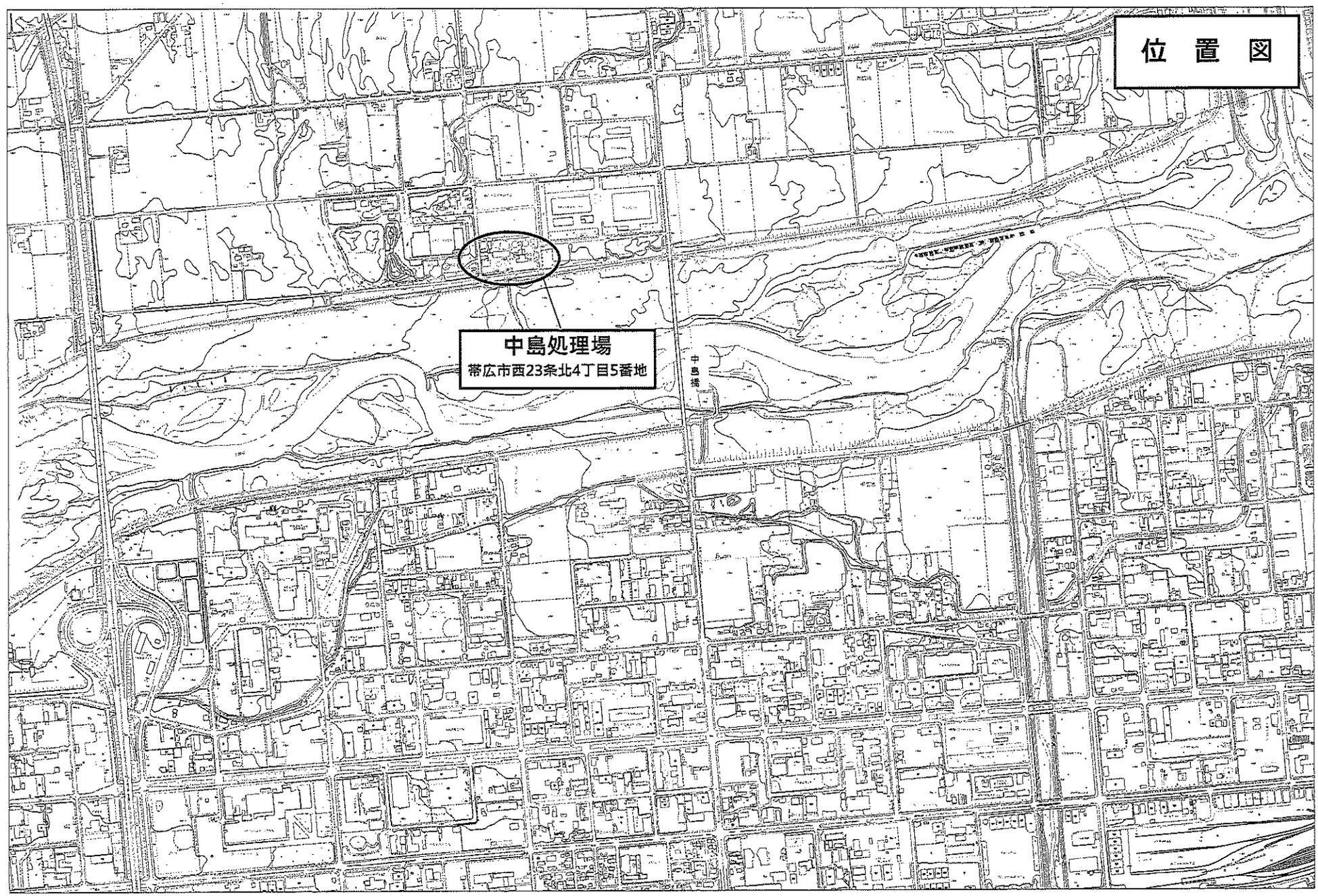
中島処理場解体撤去工事請負契約締結について、十勝圏複合事務組合運営に関する条例で準用する帯広市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第 2 条の規定により、議決を経ようとするものである。

位置図



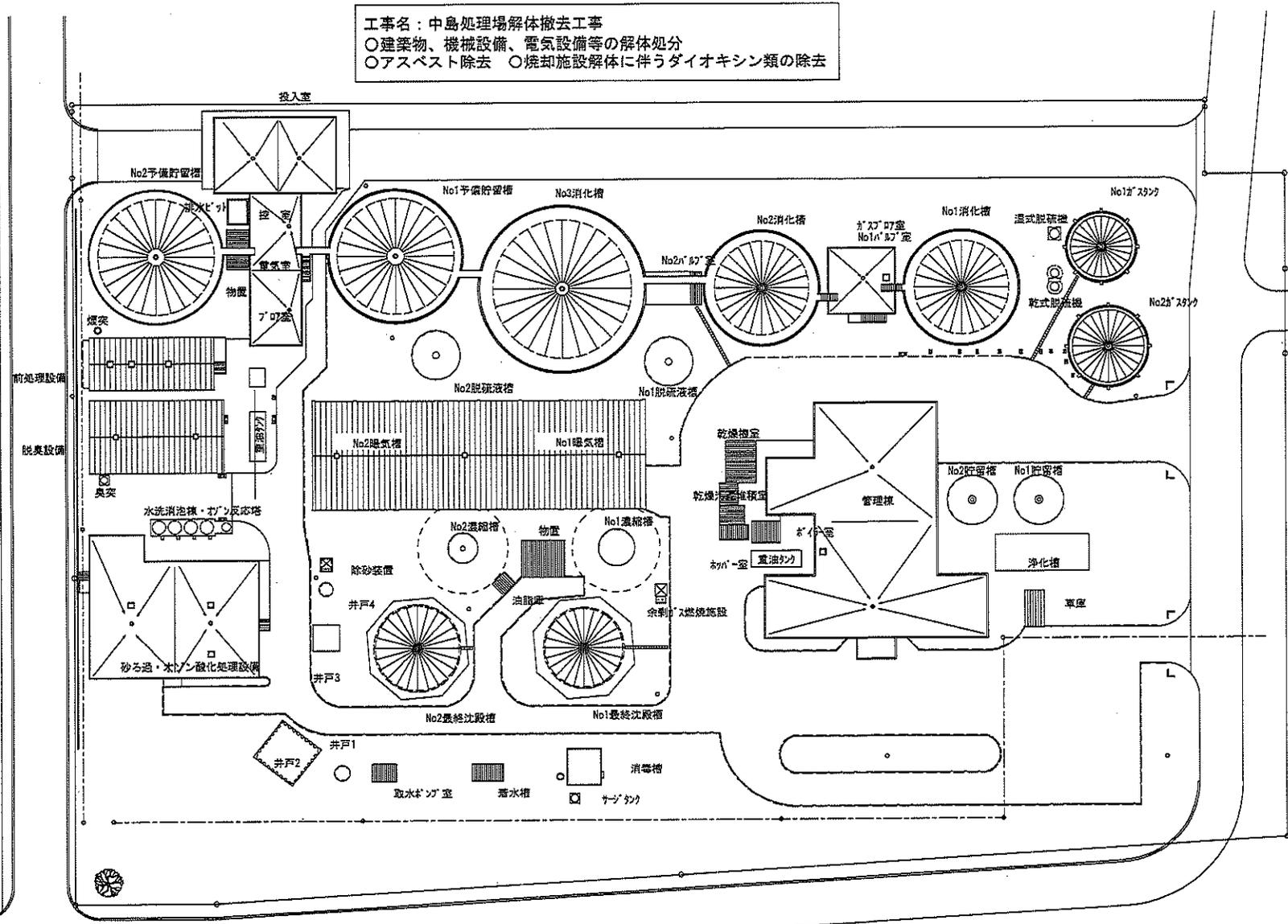
中島処理場  
帯広市西23条北4丁目5番地

中島



# 中島処理場施設配置図

工事名：中島処理場解体撤去工事  
 ○建築物、機械設備、電気設備等の解体処分  
 ○アスベスト除去 ○焼却施設解体に伴うダイオキシン類の除去



北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のように変更する。

令和元年 5 月 30 日提出

十勝圏複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成 31 年 2 月 22 日市町村第 1877 号指令）の一部を次のように変更する。

別表第 1 空知総合振興局（33）の項中「（33）」を「（32）」に改め、「北空知葬斎組合」を削り、同表日高振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局（24）の項中「（24）」を「（23）」に改め、「池北三町行政事務組合」を削る。

別表第 2 の 9 の項中「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

（説 明）

北海道市町村総合事務組合同規約の変更の協議について、地方自治法第 290 条の規定により、議決を経ようとするものである。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のとおり変更する。

令和元年 5 月 30 日提出

十勝圏複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和 43 年 5 月 1 日地方第 722 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」及び「北空知葬斎組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

（説 明）

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更の協議について、地方自治法第 290 条の規定により、議決を経ようとするものである。

十勝圏複合事務組合教育委員会委員の任命について

十勝圏複合事務組合教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

令和元年 5 月 30 日提出

十勝圏複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

河東郡士幌町字中士幌西 2 線 7 4 番地  
堀 江 博 文

(説 明)

教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、同意を得ようとするものである。